

平成25年1月8日(火)

午前10時から正午まで

環境生活部共用会議室

配布資料

- 資料1 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)の概要
- 資料2 新旧対照表
- 資料3 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)資料編
- 資料4 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)に対する意見
- 資料5 ツキノワグマ捕獲許可の権限移譲について
- 資料6 宮城県ツキノワグマ保護管理計画に係る捕獲上限数の設定について
- 資料7 宮城県ツキノワグマ保護管理計画(改訂版)
- 資料8 第11次宮城県鳥獣保護事業計画(案)の概要

1 開 会

事務局が開会を宣言し、自然保護課長があいさつを行った。

2 報 告

事務局から本日は構成委員9名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

3 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、青井部会長が議長となる。

部会長： 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)について、「1 計画策定の目的及び背景」から「4 保護管理が行われるべき区域」まで事務局から説明願う。

事務局： 資料4により、各意見を説明後、資料2に基づき説明。

青井部会長： 「1. 計画策定の目的及び背景」から「4. 管理管理が行われる区域」まで説明がありましたが、これに関してご意見、ご質問等、お願いします。

3ページ(2)の2段落目に「現在、ツキノワグマは、全国的に減少が懸念されており」とあります。これは、前回の計画と同じ文章ですが、その後、大量出没等の現状を見ると、「全国的に減少が懸念されている」という状況とは、変わってきている気がします。特に東日本では生息区域がかなり拡大しているという話も出ています。それから、生息数の推定方法が進歩したため、岩手県では、当初1,300頭だったが、今は3,000頭と

いう数値を出しました。そのような状況になっていることを見ると「全国的に」というのは、言い過ぎだと思われます。「一部の地域では」或いは「地域によとは」の方が妥当と思います。

事務局： 「一部の地域では」に修正させていただきます。

青井部会長： その他、委員の皆さん、ご意見等ありませんか。

土屋副部長： 4ページの「被害を受けている農林業者は、例年のこととして被害を報告しない場合もあるため、被害の実態把握は困難であると同時に、餌付けにより、ツキノワグマの人慣れを進行させているおそれもある。」とありますが、農林業者が餌付けをしていると捉えられますが、どうですか。

事務局： 餌付けをしているということではなく、取り残し野菜等によりクマを寄せ付けているという意味です。

土屋副部長： これだと「は」という主語が「農林業者」になるため、文章を変えた方がいいかなと思います。

それと些細なことですが、5ページの「2 保護管理する特定鳥獣の種類」のツキノワグマの学名ですが、ルールとしてイタリック体にした方がいいと思います。以上です。

青井部会長： ご意見ありましたように「餌付けにより」は同じことを思っておりました。「餌付け」というと普通のイメージでは意識的に餌をやるということになります。取り残し野菜等で餌付いてしまうということもありますが、通常「餌付け」というのは、人が意識的に餌をやるというイメージを持っている人が多いと思いますので、「餌付け」の表現は変えた方がいいと思います。

事務局： 現在の計画をそのまま使ってしまいました。内容が分かる表現にさせていただきます。

青井部会長： はい。その他、よろしいですか。

土屋副部長： 細かいことですが、3ページ(2)の改行が間違えています。他のページにもありますので確認をお願いします。

青井部会長： 修正をお願いします。その他、ないですか。

それでは次の項目に移ります。6ページの「5 保護管理の現状」から13ページの「6 保護管理の目標」まで、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2に基づき説明。

青井部会長： ありがとうございます。今の説明についてご意見等をお願いします。

9ページ「8 狩猟者の動向」ですが、下から3行目、「狩猟者の平均年齢は65歳」とあり、前回の計画と全く同じです。前回から6年経過しているので、平均年齢も高齢化すると思います。若い人が沢山、免許を取ってくれば別ですが。

事務局： 平均年齢は64.5歳であり、四捨五入して65歳としております。6年経過しても同じ年齢の要因は、辞める方も多く均されると同じ年齢になります。全体的に年齢が上がるのではなく、年齢の高い方が辞めるため、平均は変わらない状況となっています。

青井部会長： 分かりました。平均値で出すためですね。理解いたしました。

10ページ「(5) 農林水産業等における被害の状況」で、「春はタケノコ、夏は飼料作物及び養蜂が主である」とありますが、表5を見るとタケノコ、養蜂の項目がありませ

ん。しかし、飼料作物はあります。確かに結構な金額になっています。その次は、稲、果樹が被害金額は大きいですね。それを載せずに、表にないタケノコ、養蜂が主であると書くのは、事実関係がおかしい気がしますがいかがですか。

事務局： 資料と整合性が取れませんので、修正させていただきます。

青井部会長： よろしくをお願いします。

伊澤委員： 6ページの下から5行目「ツキノワグマに植物を供給」これは「食物」だと思います。それから「戦後の一斉拡大造林等により、スギ、アカマツ、ヒノキ等針葉樹林への転換が進み、現在は、山地での飼料の不足、越冬穴の減少等が懸念されている。」と書いてありますが、奥山の食物が減ったので、クマの数は増えていないというのは、かなり以前に言われていたことであり、現在はそのような理解はしていないと思われま。出件数が増えている状況の中で、そのまま以前の計画の表現どおりというのはまずいと思います。

青井部会長： 「越冬穴の減少」と書いてますが、私自身も疑問です。今の指摘に関連する内容ですが、7ページの「(2) 生息動向」の上の「開発等による生息地のかく乱等に注意が必要である。」とあります。これも前回の文章と全く同じですが、現在は、開発で動物の生息域が荒らされる時代ではなく、逆に、開発箇所は、成熟化して野生動物の住処になっている時代です。「開発等による生息地のかく乱」という文章がまた出てくるのは、どうかと思います。この点も含めて、先ほどの伊澤委員からの意見と合わせ検討が必要と思われますがいかがでしょうか。

事務局： 現状に合わせて整理させていただきたいと思います。特に里山の過疎化といった状況を記載させていただくなど修正を加えさせていただきたいと思います。

青井部会長： よろしくをお願いします。その他、ご意見等ありませんか。

岡委員： 7ページの上段に(図2, 図3)という説明ですが「地形・標高面からみたツキノワグマの出没状況」となってます。しかし、文章の説明では「植生と標高」ですよ。それなのに図2は「出没地点と標高」、図3は「出没地点と植生」と書いています。訂正をお願いします。

事務局： そのように訂正します。

岡委員： 捕獲状況、8ページですが、捕獲形態別の割合は違います、確認をお願いします。

事務局： 確認の上、訂正します。

岡委員： 資料3の表2と図9は同じですが、下の図だけ平成2年と3年が加わっています。表だけでもいいような気がします。ただ図にすると見易いってのがありますので、その場合は表2に合わせた方がいいと思います。それと、21ページの表3と図12ですが、グラフにすると良く分かりますが、これも同じです。

青井部会長： 検討の上、修正をお願いします。

15ページのツキノワグマ生息区域図では、南三陸町に生息していることになっているが、13ページの管理区分では観察区域になっています。矛盾しませんか。

事務局： 市町村と調整の上、調整します。

青井部会長： その他、ご意見等ありませんか。

生息数は平成20年度の推定値。その後、新しいのではないので、そのままですね。

事務局： やはりこれがないとこの計画が成り立たないが、予算も関係しており、難しいところもあります。しかし、計画に書くことで、背中を押していただき、予算獲得に全力を尽くして参りたいと考えております。

青井部会長： 是非、その方向で頑張りたいと思います。他、何かありますか。

それでは、次の13ページ「7 保護管理の実施」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2に基づき説明。

青井部会長： ただ今の説明について、ご意見等ありませんか。

この計画のもっとも重要な部分だと思います。1つは上限数をどうするか。それから許可権限の移譲をどうするか。これが一番大きな変更点だと思います。

15ページ「ホ 捕獲数の管理」の4行目、「捕獲上限数に達することが予測されるとき～部会において検討する」とあります。今までは毎年度毎の上限数でやってきましたので、この機会があれば、その都度検討してましたが、今回、4年間の総数を200頭とすると、「捕獲上限数に達することが予測されるとき」というのは、いったいつになるのですか。最終年度、4年目に1度、という理解でしょうか。

事務局： 累計で200頭に達する場合ですが、例えば1年間60頭毎捕獲すると、4年目に自粛するというイメージでございました。

青井部会長： それまでの3年間は、狩猟自粛という議論はしないということによろしいですか。

事務局： 今回新たに「並びに年間の捕獲数が著しく多い場合」を入れておりますので、例えば100頭捕獲されて、目途が50頭であったのが倍を超えるような場合は、やはり「著しく多い場合」になると考えております。その場合については、ご相談させていただきます。

青井部会長： そういう意味ですね。

事務局： 実は平成18年に有害で211頭を捕獲していますが、翌年度以降は、平均で40頭です。200頭も著しく多いかという議論もありますが、実態把握が難しいということもあります。近年の状況をみると、年度により増減はありますが、出没は増加傾向となってきました。複数年で均して管理していきたいというのが今回の考え方です。また、先ほど議論がありました調査ですが、順調に進むと2年くらいで数字が出てくると思います。部会でお諮りいただくようなデータも、順調に行けば提出できると思います。

青井部会長： この案件も含めてのご意見ををお願いします。

私としては、3年目くらいには、200頭を越すこともあるだろうと思います。そうすると、4年目はいったいどうするのかというのが見えません。200頭越してしまったから、0に押さえましょうという議論になるのか、歯止めをどうするのかというあたり、全然見えないところがあります。今の話ですと、途中で生息数調査をやるので、上限数が上方修正されるだろうという流れの中で何とか解決できるんじゃないかという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そこは予断をもっているわけではなく、色々な調査結果が出る可能性はあると思います。

有害捕獲については、実施しないわけにはいきませんので、狩猟自粛をお願いする可能性というのは引き続き否定しきれないです。ただし、3年目位で状況ははっきりしてきてますので、狩猟自粛するにもしないにしても、かなり早めに判断することが可能なのかなと考えております。そういう意味では、狩猟者の方についてはお知らせする時間的な余裕が取れるのかなと考えております。

青井部会長： 4年目に既に200頭を越した場合も有害はやむを得ない。ある程度200頭を、4年目に越すことになってやむなしという柔軟に対応するという意味合いの理解でよろしいでしょうか。

千葉委員： 14ページ「八 有害鳥獣捕獲」の下、4行目に「人畜被害のおそれ」とありますが、ここだけ「人畜」と入っており、あとは「人身」になっています。それから「緊急時に限り、体制の整っている市町村へは移譲～検討する」ということですが、これは町村別に指定しなくてはいけないのですか。それと「口頭許可により処理することができる」これは大変いいことです。今まで無かったです。これ入れたということは、良かったと思います。それから15ページ(イ)では「人畜」ではなく「人身」になってますね。「被害があった場合」これは被害がないと駄目だという取り方ですよ。だからこれは「イ」は要らないと思います。(二)があるから。(イ),(ロ),(ハ)以外は人身被害が予想される場合は良いよということですから。「イ」は被害がないと駄目だよという言い方。それから(2)は、これ「イ」も含んでいますね。人身被害が予想される場合と。これで良いと思うんですが、加えないと駄目ですか。以上です。

青井部会長： 幾つかご意見ありましたが、いかがでしょうか。

事務局： 口頭許可については、今も実施しており、これで運用しています。権限の移譲をしてもしなくても、市町村と猟友会との関係においては、特に変わるところはなく、緊急の場合については口頭許可でやりましょうという取り決めも、特に変わりはありません。先ほど申しました市町村への権限移譲の話ですが、この権限は県が持っている権限ですので、市町村については市町村で体制を整えていただいて、それから市町村がこの権限は市町村で持ちたいと希望があるところだけに、権限を移譲するスタイルになりますので、県内でどうしても、うちの市町村はこの権限は必要だと考える市町村と、引き続き県にやって貰った方が良くという市町村と、分かれてくると思います。町村会からは権限を移譲してほしいとのことで、要望が出ているので多くの市町村が要望されると考えています。事前に意見照会した中でも、引き続き県の権限にとご要望になる市町村もあります。そこは体制が整いつつ、要望があった市町村に権限を移譲するという考えになります。

千葉委員： 被害の恐れがあれば、これが該当するとしないと、被害があった場合というのはやはり、被害がないと駄目という事になりますもんね。

事務局： 恐れがある場合も当然、大丈夫ということでございます。

千葉委員： 多分そうなると思いますね。被害があとからでは遅いので。そういうことで、分かりました。私は最初から体制が整っている市町村に移譲する形になるのかなと思っていました。

事務局： 権限委譲は基本的には地方分権の考えに基づいているので、市町村からの要望があれば

移譲する事項にしますと提案をして、市町村が移譲を希望するという意思表示がないと移譲できません。

青井部会長： よろしいですか。その他、ご意見等ありませんか。

岡 委 員： もう1回お聞かせ願います。これを読んでいて、先ほどから問題になっている捕獲上限ですが「8%を目途として4年間総数200頭」とあります。この資料6に書いてある検討結果ですが、他の県で行われている様子を見て良いか検討された結果、こういう形で書いてあるわけですが、4年まとめて扱う理由が今ひとつよく理解できません。北海道でやといるやり方を持ってきたにもかかわらず一応、毎年9月末には捕獲実績を検討しようとなといいます。果たしてこの4年の総数で判断することによって、狩猟文化の維持・継承あるいは、狩猟の機会を妨げないことになるのかどうか。それを目指す割には、毎年1回終了前に検討するのかなという、どちらなのかという気がしてなりません。要は、4年まとめてやるメリットをもう1回お話しただけですか。

事 務 局： 現状は単年度で実施しておりますが、有害の捕獲数にだいぶ格差があります。それを、ある程度均して考えていく必要があるのではないかと考えております。その中でどの方法が一番、やり易くてかつ有効なのかということを考え、北海道のやり方が良いのじゃないかと考えたところであります。

18ページにこれまでの捕獲の状況を記載しております。平成20年以降、捕獲数の経緯は54頭、48頭、83頭、34頭、24年度は有害だけで80頭を超えており、かなり凸凹があります。この中で色々シュミレーションしてみました。他県の繰越方式や3カ年平均方式、宮城県の50頭固定方式をしたのですが、2年に1度は狩猟制限がかかります。一方で、狩猟制限をかけてもかけなくても、狩猟実績は10頭前後であり、前回の部会でも狩猟文化、あるいは、狩猟技術の継承など、狩猟者の方々が山に入ることによと出沒が抑えられるというような効果もあるとのご意見があったことを踏まえて、できるだけ出沒を抑えるような形を取れないかという観点から、今回、計画期間内で200頭との上限としました。ただし、単年度に著しく多い場合には、その時点では、ご相談をさせていただくというような方式とさせていただいたところでございます。

青井部会長： 出沒を抑える方法を考えると今回の変更になるということですね。出沒、捕獲を減らそうという発想があるのかなって感じがします。

岡 委 員： そうすると資料6「毎年度9月末の捕獲実績を踏まえて」ということではないですね。50頭を超えたから検討をしようというのではなく、ある年に200頭を越えてしまったら、その次はどうしましょうかという相談はあるということなですね。

事 務 局： 想定としては、2つあると思います。まず、計画の前半の期間にかなり獲れた場合の1つと、4年間で200頭は重要な数字だと思っておりますので、後半になればなるほど、少ない頭数でもご相談しなければならないという2通りの意味で記載しております。

岡 委 員： そうしますと検討する時期、場合というのは、15ページに書いてある「有害鳥獣捕獲の数が増加し、捕獲上限数に達することが予測されるとき、又はこれに達したとき、あるいは年間の捕獲数が著しく多い場合」ですね。これは毎年把握をしながら、そうすべきかどうかを判断されるのですね。

青井部会長： よろしいですか。

伊澤委員： 有害捕獲で200頭を超えれば狩猟制限をかけるとしていながら、片方では有害全部捕獲するとしています。そうすると200頭というのは何の意味があるのだろうと思います。

事務局： 有害捕獲については、人身被害などやむを得ないものですので、それについて規制をかけることはできないと考えます。しかし、有害で獲れている一方でクマの数を保護しなければならないので、狩猟の自粛をかけるかかけないかになると思います。

伊澤委員： ここ4年間ほどを見ますと捕獲で圧倒的に多いのは有害ですから、逆の発想として、有害捕獲を抑えるためにできる限り狩猟自粛をかけない方が良いという話も成り立つと思います。すなわち、200頭という数字を決め狩猟自粛をかければ有害がますます増えるということに繋がりがねないという気もします。クマはイノシシはシカと違って、かなり奥山に入ります。狩猟者数が減少している中で、狩猟を自粛すれば更に減ると思います。クマは犬を使いますから、犬を飼わなくなったらもうお仕舞いだと思います。この4年間は自粛なしで狩猟をしてもらう方が全体的にすっきりすると思います。この200頭は、あくまで有害ですね。有害は狩猟がなくてもあってもクマの勝手に、出て来るときは出てくるし、出て来ないときは出て来ないので、こういう数字を決めると保護管理しているのかという話になってしまいます。

狩猟を自粛しなければ、有害捕獲が減る可能性だってあるわけですから、200頭と決めるよりも、この4年間は試験的でも構わないので狩猟を続けるのも一つの考え方だと思のですが。

事務局： クマについては、一定のルールに基づいて保護していきましょうという、国の制度がございまして、その中でしか動けないところがあり、そこが悩ましいところですけども、先ほど部会長からもご説明あったとおり、この何年間かの状況を見ると、この地域においてはクマの数は増えているということが推定されるのではないかと思います。一方、しっかりしたデータとしての裏付けがなかなかないという状況です。そこを確実に調べて、実際、何頭までなら捕獲しても大丈夫なのか、極力早い時期に示せるよう努めていきたいと考えております。それが恐らく、こういう調査ですと、やはりどうしても、2年ないしは3年くらいはかかります。その間、確実に狩猟ができる手法として、最もよろしいのかというふうに考えました。やはり保護をしていく対象となる鳥獣も、国の大元として調和を図りつつ、我々としては運営していきたいと考えております。

伊澤委員： その辺の事情を十分理解できた上で言っているのですが、過去にこれだけ有害捕獲があるわけですから、狩猟制限や自粛を頼むよりも、放獣を沢山実施して、その分を狩猟にまわすという考え方も成り立つと思います。

事務局： 今回の計画の中で、放獣につきましても、実施していきましょうということで記載させていただいて、実際そのような準備を進めさせていただいているところでございます。従って有害におきましても、獲る一本槍ではなく、そういったものも含めて、実際の運用上はかなり難しいルールがあるのかと、どれくらいの数があるかの裏付けを取ると、有害で獲ったものについてのうち、条件の整ったものについては、放獣できるような体制作

りをしていきたいと考えております。

伊澤委員： 有害捕獲した現場でやるわけなので大変ですよ。千葉委員はよくわかっておられると思いますけど。前に私が述べたことは4年間が終った以降の検討事項でも良いですが、もう少し踏み込んだことをやらないと、本当の意味で保護管理対策になっているのかという気がしてなりません。

事務局： 皆さんの意見と我々の考えと、あまり変わりはないだろうと考えているところで、クマにつきましては、非常に世論的に敏感な動物で皆さんの関心の高い獣になどいるのも間違いないです。例えば、今回のレッドデータブックで、九州地区での説明等記事が出ますと、関係のない東北まで、かなり影響が出るというところが、実際、行政の現場におきましてはあります。それらを考えますと、やはりどうしてもバランスを取って進めていくのがむしろ、着実に我々の考えている方向にいけるのかなという思いもあり、引き続き、部会の皆様にもご迷惑をおかけする部分もあるのかなと思います。

千葉委員： 捕獲隊員の話になりますが隊員からは、何も意見はありません。隊員は、限られた人しか町村から依頼されません。その他の同じ税金払と狩猟登録している人が、何で狩猟できないのかと不満ですよ。50頭というのはどこから出てきたと言われると、説明できないですね。私は部会で説明されているから分かりますが、他のハンターは分かりません。有害でこんなに獲っているのに、ハンターはいつまで経ってもクマの狩猟ができないのではないかとということになってしまいます。

青井部会長： 前回の部会も同じことを教えたと思うんですが、クマをめぐる情勢というのは、ここ数年かなり変わってきてますので、多分、生息数の増加とか区域の拡大というのは今後、更に加速するものですね。一方でハンターは獲れなくなるといっている状況を踏まえて、今期はこれでやむを得ないとしても、次期の計画には本当にどうするかを考えなければいけません。人材育成をもっと踏み込んだ形でやっていかないと、恐らく、今年、大変になります。毎年、大量出沒という事態が続くような気がして私はならないので、今期の中に、例えばさっき言った生息推定値のやり直しもして、そうすると恐らく他の上限も変更なると思います。それは勿論ですが、実際、狩猟をどうやって維持していくか、議事で本当はもっと進行しなければいけない議題だと思っておりますが、しっかりと見定めて次の計画、3年後には、原文作りから始まると思いますので、そんなに時間はないと思います。是非、この数年の間にですね、先を見越した、かなり大変な時代が来るということを見越した、計画作りを今のうちから考えていかれた方が良いかなという気がいたします。今回の計画と関係ありませんが、少なくとも数をより正確に知るとかですね。どうやって効率的に進めるか、その点はやはり、体制作りをしないといけないと思います。

事務局： 今のご意見は重要だと思います。実はこの上位計画で鳥獣保護事業管理計画がございまして、そちらでは狩猟者の育成等、そういった対策につきまして、強化していくような記載をしております。この計画の今後の4年の期間の中で我々としても極力色々な対策を検討していきたいと思っております。

青井部会長： その他、ご意見ありますか。

岡 委 員： 許可権限の移譲について確認させてください。人身被害、要するに緊急時に限とは、これから許可権限の移譲を市町村に下ろすことを考えていきたいという結論ですね。この資料の中に、最終的な結論がどこにあるのかなと気になりました。結論としては14ページの「権限、許可権限の移譲を検討する」という文章で良いと、いうことですね。もしかしたら「八」ではなく「二」に移動になるのではないのですか。「有害鳥獣捕獲」の中に「緊急時に」とありますが、その下にはそもそも、緊急時における特例処理としては口頭許可というのがあります。

事 務 局： 体制のととのっているように書いてありますが、希望のあった市町村には移譲して、緊急時の時には対応してもらおうということです。それで(二)は、市町村移譲していない場合もありますので、県で行う場合について口頭許可でできるということです。

検討するという表現にしたので、この期間内で実施しないようなイメージになってしまうと思うので、この表現を変えたいと思います。この期間中に市町村に対して、緊急時に限りの権限を移譲されている市町村と、移譲されていない市町村とが出てくることになります。そうすると、そもそも権限を移譲された市町村については緊急時のやり取りというのとはなくなります。事後での報告はいただきますが、基本的にはそれができない市町村で、引き続き県にその部分を持ったままにしてください、という市町村に関しては、県から口頭でも了解しますよということを記載しております。

青井部会長： よろしいですか。その他いかがですか。細かなことですが、17ページ(ホ)の新たに加わったところ、皮剥ぎ対策ですが、これは、林縁部の刈払いと皮剥ぎ対策を一緒に書いていますよね。内容が異なるものなので、皮剥ぎ対策は独立させて(へ)にして、皮剥ぎ対策とした方がいい気がします。ご検討いただければと思います。

事 務 局： そのように訂正させていただきます。

青井部会長： 全体をとおして、ご意見等ありませんか。特にないようですので、今まで出ました意見、修正事項等を訂正していただいた上で、今回のこの第二期ツキノワグマ保護管理計画(案)を本部会としては承認したいと考えますが、いかがですか。

岡 委 員： 本文中に出てくる表の、表番号、図番号、それと表タイトルが違ってたり、書かれている内容が全然違ったりするところが多いので、修正いただければと思います。

青井部会長： その点は追加で修正をよろしくお願いします。今、出されました意見を反映していただくという条件で、今回のこの管理計画、部会としては承認ということによろしいでしょうか。それではこの特定計画を承認したいと思います。議題は以上ですが、それ以外、何かありますか。

事 務 局： 鳥獣保護事業計画について説明。

青井部会長： 今の説明について、ご意見等ありますか。

2ページの一番上の変更点で、鳥獣保護区を狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更するというのは、イノシシとシカについては捕獲できるという主旨のものですか。

事 務 局： 鳥獣保護区というのは、全ての鳥獣、禁止される訳ですが、農林被害を及ぼしているイノシシ、ニホンジカがあれば、このイノシシ、ニホンジカを除いた鳥獣は保護されるという形の禁止区域に、変更を検討するという主旨でございます。

青井部会長： 分かりました。昨日の朝日新聞に鳥獣保護区は全国でものすごく減ると言っていましたけど、それはこのことですか。鳥獣保護区が狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変わることによって、鳥獣保護区が減るというニュアンスになったのですか。昨日の朝日新聞に出ていました。

事務局： 被害が多くてやむを得ず鳥獣保護区を減らしているところの調べです。狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変えたから、鳥獣保護区が減っているわけではありません。

宮城県の場合ですと、例えば牡鹿半島でシカが増えた際に鳥獣保護区をかなり減少させているということがあります。鳥獣保護区自体を減少させてしまうと他の貴重な動物も獲られてしまいますので、本来、この狩猟鳥獣捕獲禁止区域というのは、特定の獣を獲ってだめという決め方が一般的でしたが、逆にこのイノシシ、シカ以外はだめという決め方をして、第3の道を作るという趣旨でございます。鳥獣保護区自体を縮小するのではなく、こういう形で保護しつつ捕獲できるようにしようというようなエリアを設けるといことです。

青井部会長： 国の方針なんですか。

事務局： 違います。獣を守るというルールを裏返して使うというところがあります。それ以外の獣は獲ってだめという決め方をさせていただいて、バランス良くしていこうという考え方です。幾つかの県で試行的にやっている県もあります。

青井部会長： わかりました。その他になければ、これで終わりたいと思います。進行を事務局にお返しします。

事務局： 進行ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、自然保護課長の三坂よりご挨拶申し上げます。

自然保護課長

本日は年初めのお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、熱心に御議論いただきましてありがとうございました。9月に行われました部会に引き続いて、2回の議論を受けましてツキノワグマに関します特定鳥獣保護管理の改訂を進めてまいりたいと思います。今後1月中に修正を加えさせていただきまして、2月にパブリックコメントをさせていただき、成案を作成した後に自然環境保全審議会にお諮りするスケジュールとなっております。本日は大変ありがとうございました。

事務局： 以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。